

公共事業の適正な施工について

公共事業の施工にあたっては、次の事項について十分配慮し、適正な工事の執行等に努めてください。

記

1. 市内中小企業の育成について

- (1) 下請業者を使用する場合は、その経営状況、技術力等を総合的に判断したうえで、可能な範囲で福生市内の優良な中小企業を活用すること。
- (2) 工事関係資機材については、可能な範囲で福生市内の中小企業から購入するよう努めること。

2. 下請業者

元請業者は、建設業法等関係諸法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意し、適正かつ合理的な元請・下請関係の維持に努めること。

- (1) 元請業者は、工事の一部を下請により施工する場合は、書面による契約を締結すること。
- (2) 元請業者は、工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額での下請契約を締結しないこと。
- (3) 下請代金の支払は、速やかに現金で行うこと。やむを得ず手形払とする場合は、手形期間をできる限り短くすること。
- (4) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して工事の着手に必要な資機材の購入費用を前払金として現金で支払うこと。
- (5) 公共事業の労務単価積算については、適正な賃金が支払われるよう配慮すること。

なお、契約金額 1,500 万円（建築工事は 3,000 万円）以上の工事については、下請状況通知書及び下請業者一覧を提出すること。

3. 建設労働者の福祉向上について

元請業者は、建設労働者の労働時間等の労働条件について、労働基準法の規定を遵守することはもとより、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、技術・技能の向上、福利厚生施設の整備及び各種保険の加入等を行い、労働環境の改善に努めること。

4. 地元労働者の雇用について

労働者の雇用にあたっては、地域の振興にもつながることから、地元労働者を積極的に雇用するよう努めること。

5. 日雇労働者の雇用について

普通作業又は軽作業ができる日雇労働者の雇用については、公共職業安定所と連携をとり、一層の雇用に努めること。

6. 建設業退職金共済制度について

建設現場で働く労働者のための建設業退職金共済制度については、制度の趣旨を理解のうえ対応に努めるとともに、下請業者に対しても指導を行い、制度の普及促進に努めること。契約金額 2,000 万円以上の工事については、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出すること。

7. 適正な施工体制

- (1) 公共工事は、建設業法等の規定により一括下請けが全面的に禁止されており、下請に出す場合は、技術者を適正に配置し、元請の実質的な関与のもとに施工することが条件であることを留意すること。
- (2) 元請業者は、建設業法施行令に定める下請契約を締結した場合は、工事の適正な施工を確保するため、下請に関する内容等を記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備え置くこと。

8. 工事事故の防止について

工事の施工にあたっては、関係法令の規定に抵触することのないよう十分留意するとともに、常に無事故、無災害を念頭に置き、現場の安全管理を徹底し、作業員全員の安全意識の高揚に努めること。

問合せ先

福生市役所総務部契約管財課契約係

電話 042-551-1539（直通）